

「中長期在留者の在留管理制度等の施行状況に係る検証結果について（案）」の概要



法務省
Ministry of Justice

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」（平成21年法律第79号。平成21年7月15日公布，平成24年7月9日施行）の附則第61条の規定に基づき，制度の概要と平成24年7月9日から平成29年末までの間の施行状況について，統計情報及び改善すべきものとして関係団体や地方入国管理局から寄せられた意見・要望を整理した上で，法務省入国管理局において検証を行った。

附則第61条

政府は，この法律の施行後3年を目途として，新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し，必要があると認めるときは，これらの法律の規定について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※新入管法：新しい在留管理制度（在留カードの交付・記載事項，住居地等の届出，みなし再入国許可，在留資格取消事由の追加等）に関する事項

※新特例法：特別永住者証明書の交付，住居地等の届出等に関する事項

具 体 的 な 検 証 事 項

在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という）に関するもの

在留カード等の交付について

再交付に伴う手数料の有料化

特別永住者証明書の即日交付

在留カード等の記載事項について

「国籍・地域」欄への台湾表記の禁止

氏名に使用する漢字の拡大

通称名の記載

在留カード等の有効期間について

個別通知の発送

16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間満了日の見直し

中長期在留者の届出義務に関するもの

離婚・死別情報の市区町村からの通知

配偶者の身分を有する「定住者」の離婚・死別情報の届出

所属機関による届出の義務化

再入国許可制度の緩和に関するもの

みなし再入国許可の在外公館での延長

外国人登録制度廃止に伴う影響に関するもの

法務省における出生地・本国住所に係る情報の蓄積，保有及び開示

法務省における家族・親族情報の蓄積，保有及び開示

登録原票写しの市区町村での交付

登録原票の登録事項の訂正

「中長期在留者の在留管理制度等の施行状況に係る検証結果について（案）」の概要



法務省
Ministry of Justice

今後の在留管理の在り方

在留管理制度の課題

16歳の誕生日を迎える者の在留カード等の有効期間満了日の見直し



見直しに向けた検討が必要

有効期間更新申請に係る個別通知の実施



継続実施できるよう引き続き検討

中長期在留者の届出制度



中長期在留者と所属機関の双方から正確な情報の取得が必要

在留外国人を取り巻く状況への対応

在留外国人の増加、活動内容や受入れ形態の変化



【参考1】在留外国人数

平成18年末 約199万人（うち、別表2の外国人は、約94万人）

平成29年末 約256万人（うち、別表2の外国人は、約110万人）

【参考2】在留資格「永住者」の在留者数

平成18年末 約39万人（在留外国人全体の約20%）

平成29年末 約75万人（在留外国人全体の約29%）

これまで以上に在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握する仕組みを構築

- 外国人の利便性の向上や必要としている行政サービスの提供等が行われる
- 在留外国人が適法に在留していることを継続的に担保し、日本社会に安心・安全感が醸成される



外国人とのよりよい共生社会の実現を推進